

## 羽田空港におけるワクチン接種事業の延長及び運用の変更

2022年1月20日

海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業の期間が延長されました。

海外在留邦人等を対象とした新型コロナ・ワクチン接種事業については、1月24日まで予約可能となっておりますが、1月31日（月）以降、羽田空港で事業が延長されることとなりました。ファイザー製ワクチンの接種が週3回（月・木・土）、アストラゼネカ製ワクチンの接種が週1回（木）、それぞれ実施されます。

接種をご希望の方は、日本入国時の水際対策として実施している待機措置にもご留意頂き、接種間隔を考慮して渡航計画を立てた上で、特設サイトを通じてご予約ください。

なお、現在のところ、本事業は、1回目・2回目の接種を対象としており、3回目の接種は受けられませんのでご注意ください。

> 特設サイトへのリンクは、外務省海外安全HP

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>) に掲載されておりますので、そちらをご覧ください。

(問い合わせ先)

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp

在ポルトアレグレ領事事務所

－電話：51-3334-1299

－e-mail：cjpoa@c1.mofa.go.jp